

獣害対策を支援する普及指導員の活動体制構築プロセス

The Formation Process of the Support System by the Extension Officers for Measures to Agricultural Damage by Wildlife

○弘重 穰* 美和将弘** 千賀裕太郎*** 中島正裕***

HIROSHIGE Yutaka MIWA Masahiro SENGA Yutaro NAKAJIMA Masahiro

1. 研究の背景と目的

野生獣による農業被害が各地で広がっているが、獣種によっては、被害対策は「技術的にはほぼ完成している」¹⁾とされている。しかし対策の現場では、情報不足等が原因で不適切な対策が混入し²⁾、技術が十分に生かされていないことから、情報提供・技術移転などの支援を行う人材の供給とそのため体制整備が求められる。このような中、農家の獣害対策を支援する人材として「農業の普及指導員」が適しているという指摘がある³⁾。一方、普及指導員が獣害対策支援を組織的に展開している自治体は一部でみられるが、「縦割り行政」や「普及事業の重点化」等を背景に、全国的にはまだ一般的ではない。

そこで本報告では、普及指導員が獣害対策支援を組織的に展開している自治体を事例として、上記のような障壁がある中、どのような過程で活動体制が構築されたのかを明らかにすることで、地域の獣害対策支援の体制整備に資する知見を提示することを目的とした。

2. 研究方法

地域の獣害対策を普及指導員が組織的に支援しているA県を対象に、事例分析を行った。調査項目は、県の被害実態と対策施策、普及事業、普及組織による対策施策の変遷である。調査方法は、県職員（行政職員、専門技術員、試験研究員、普及指導員）へのヒアリング（2010年10~12月）と資料収集（野生動物管理、普及事業関係）である。

3. 獣害対策施策の概要

（1）被害状況と対策状況：A県の鳥獣害の実態は、被害面積約600ha（平成21年度）、被害金額約350,000千円（同）で、被害面積・金額とも平成19年度までは徐々に減少していたがそれ以降増加している。施策は、県の環境行政部局が個体数管理を、農政部局が地域の獣害対策リーダーの人材育成と集落ぐるみの体制づくりの支援を行っている。柵の設置などのハード整備は、主に市町村の協議会が国の事業を活用して実施している。

（2）県農業普及・試験研究機関の体制：現在、A県の普及事業の実施方針には、獣害対策を実施する旨が記載されている。また県内の各普及センターの活動計画にも獣害対策の計画が入っている。組織体制は、県内の全普及センターに、獣害対策担当が2~3名ずつ配置されている。また、県農業試験研究機関では、専門技術員1名が獣害専任担当として、各普及指導員への獣害対策のノウハウを伝達する研修会を実施している。また研究員2名

*東京農工大学フロンティア農学教育研究センター Education and Research Center for Frontier Agricultural Science, Tokyo Univ. of Agri. and Tech. **東京農工大学大学院農学府 Graduate School of Agriculture Department, Tokyo Univ. of Agri. and Tech. ***東京農工大学大学院共生科学技術研究院 Institute of Symbiotic Science and Technology, Tokyo Univ. of Agri. and Tech. キーワード：獣害、普及指導員

が兼任で獣害対策の研究を行っている。

4. 体制の構築プロセス

(1)未対応段階（～H10 頃）：当時、県の農政部局としては獣害の知識が無く、現場から要望がでて、個体数管理を行っていた環境行政部局に任せていた。しかし、現場からの要望が続き、何か対応をしなければいけないという認識がはじめ、初めて対応の方針がだされた。一方で普及機関への言及はまだなかった。

(2)研究活動段階（H10～16 頃）：農業試験場 K 分場の職員から獣害研究開始の提案があった。当時 K 分場は統廃合の話が上がっていたため、組織の生き残り策として住民の要望に応える研究をしようというのが提案の動機だった。そして先進地へ視察を行い、獣害対策における農業普及・試験研究機関の重要性を聞かされ、その情報を論拠に研究予算を獲得した。また、K 分場を中心に自発的な勉強会も始められた。勉強会に参加していた専門技術員が獣害対策における普及員の重要性を認識し、普及員研修に獣害対策のメニューを加え、その受講対象は管理職職員まで広げられた。このように組織内での獣害対策に対する認識の向上が図られた。

(3)普及第一段階（H15～18 頃）：県試験研究機関での研究により、対策技術が確立されてきた。そして、これまでの研究実績を地域に普及させる形で、いくつかの地域で支援活動が行われ、被害が止まるなどの実績が生まれた。しかし時間が経つにつれ、過去に支援した地域で対策がおろそかになったり、再び被害を受けるなどの状況がでてきた。

(4)普及第二段階（H17 頃～）：試験研究機関では、単に技術を地域に導入するだけでは被害は減らないこと認識し、集落の環境点検を通して住民の主体性や合意を形成しながら技術を導入する「集落環境点検活動」を手探りで開始し、賛同する普及指導員とともに各地で実施した。一方で、普及機関が獣害対策支援を行う行政上の位置づけが確立されておらず、市町村自治体がどこに支援を求めたら良いかわからない状況があった。これに加えて、議会ならびに各種団体からの獣害解決の要望の高まりといった状況に対応するために、農業普及・試験研究機関では獣害対策のための組織体制が整備された。

○引用文献：1)小寺祐二「イノシシ *Sus scrofa* による農作物被害への対策とその課題」『生物科学』第 60 巻第 2 号, 2009 年, pp94～98 2) 本田剛「イノシシ被害の発生に影響を与える要因：農林業センサスを利用した解析」『日本森林学会誌』第 89 巻第 4 号, 2007 年, pp249～252 3) 井上雅央「鳥獣害対策において求められる普及指導員の役割と稲作、果樹、野菜別の対策」、技術と普及 vol.14、2007 年

○付記：本研究は、文部科学省特別教育研究経費「DPSIR スキームを用いた野生動物管理システムの開発—地域連携による里地里山における生物多様性の保全と地域価値の向上—」（代表：東京農工大学 梶光一）の研究成果の一部である。

表：県の農業普及・試験研究機関の活動年表

年(平成)	活動主体	活動内容	活動カテゴリ	活動段階
8	県庁	市町村から県農政部局に獣害対策の要望がでて、環境行政部局で対応すると返答。	—	未対応段階
9				
10	県庁	農政部局での対応も必要という認識がはじめ、初めて獣害対策の方針ができる。	④	研究活動段階
	試験研究機関	先進自治体を視察し、農業試験場や普及機関の役割の重要性を認識。	②	
11	試験研究機関	獣害対策の試験研究を開始。	①	
12	試験研究機関	研究成果が出始める。	①	
13	試験研究機関	獣害対策の勉強会を開始。被害のひどい地域の普及員ならびに市町村職員も参加。畜産、林業試験機関にも参加呼びかけ。	②	
14	普及機関	新人普及員の研修メニューに獣害対策を加える。	②	普及第一段階
	試験研究機関	県林業試験機関からの情報収集をはじめ、交流が始まる。	②	
	普及機関	獣害対策担当専門技術員(兼任)の設置	②	
	普及機関	副主観から課長補佐対象の獣害対策研修が開始。	②	
	普及機関	獣害対策の試験研究担当者が普及担当に異動し、自らの研究成果技術の普及を始める。	③	普及第二段階
16	試験研究機関	部局横断型の獣害対策支援チームの設立。	④	
	普及機関	中堅職員対象の獣害対策研修が開始。	②	
17				
18	試験研究機関 普及機関	集落点検活動の開始	③	普及第二段階
19	試験研究機関 普及機関	集落環境点検を県内各地で実施。	③	
20				
21	試験研究機関 普及機関	獣害対策担当の設置。	④	

凡例：活動カテゴリ①試験研究、②組織内の知識・認識の醸成、③地域への技術普及、④体制整備